

究機構について検討してきた。去る6月13～15日、名古屋大学プラズマ研究所で開かれた物理科学総合研究機構シンポジウムの議論をもとにして、総合研究機構に関する試案がまとめられ、10月10日の物理学研究連絡委員会で検討された。物理学研究連絡委員会では、この案をこの委員会からの中間報告として、10月23～25日の日本学術会議総合資料の一つに加えて出すことにした。また今後これをもとに、物理学に限らず、他の研究分野においても広く検討され、来年4月総会に総合研究機構に関する提案がなされることが期待されている。中間報告として提出された試案はつぎのようなものである。(小野 周)

註)

この問題に関する提案としては、この他に、文部省の諮問機関である国立大学研究所協議会共同利用研究所小委員会(委員長、武藤俊之助氏)の出した案と、学術会議委員会連絡会議共同利用研究所小委員会の武藤委員会案に対する comment がある。

## 総合研究機構に関する試案

### § 1 将来計画と総合研究機構

わが国の基礎科学研究は、主として大学を中心として行なわれてきた。その時の研究の場は、大学の研究室、その集合である教室、学部といった形になっていた。

少数の例外を除けば戦前では研究の単位は研究室であり、しかも講座と結びついた研究室であつて、それ以上でないのが普通であつた。戦後になつて、研究のやり方は少しずつ変つてきている。その要因はいろいろあるが、その中で二つの点を取り上げてみる。一つは、学問の分化とそれに伴つておこる総合という現象である。

小さくは同じ研究分野でのいろいろの流派(ふつう、スクールといわれている)の発生とその相互の交流という問題から、大きくは新しい分野

## 資 料

や境界領域の開拓などの問題が考えられる。これは学問の進化に伴なつておこる必然的なことであり、規模の大小を問わず常に生じていることである。

もう一つの要因として、研究規模の拡大ということが挙げられると思う。

これは前の要因と切離しては考えられないことではあるが、現象的には、巨大装置が必要であるとか、全国的な研究者の組織が必要であるとかいう形で現われてきている。

この二つの面からだけ考えても、従来の大学の研究室単位の研究方法は、それだけでは、学問の進化ないしは研究者の要求に満足な解答を与えるものでないといつてよいであろう。研究組織として、大学というものが、本来そういう欠陥を持つているものかどうかというような大それた議論をするつもりはない。ただ、現在の大学は実情として、上のような要求に完全には適合し難いことは、異論はないであろう。

共同利用研究所という形が考えられ、その形で戦後の新しい研究が出発したのは、こういう事情に基づくものであつた。共同利用研の経験をも取り入れて、学術会議は基礎科学振興の進路として5要綱を要望し、5原則を確認した。現在各方面で進められている将来計画は、この線を具体化したものでなければならぬし、またそのように計画されているはずである。

## § 2 総合研究機構の機能と基本原則

### 1° 機 能

1. 総合研究機構は従来の共同利用研究所を強化拡充した共同研究所を持つ。この機構は大学など各研究機関に課題研究室および共同研究所の分室を持つ。
2. この機構は固有の定員のほかに多くの流動研究員とFellowshipを持つ。
3. この機構は学問の内容の急速な進展に応じうるように研究者の養成を

行う。

4. この機構は科学研究費の配分を行う。科学研究費はプロジェクト研究費，育成研究費，研究連絡費の3種類が考えられる。〔詳細は別の資料「科学研究費について」大学における物理学研究の問題点とその緊急な対策，科学研究費の項を参照〕
5. この機構は国際協力に考慮を払わなければならない。

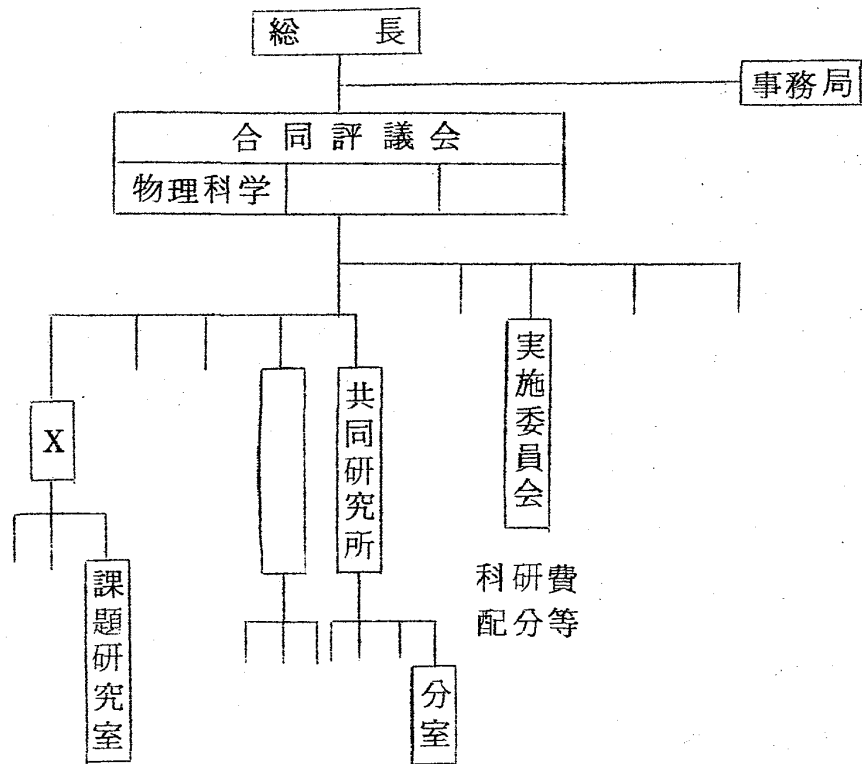
## 2° 基本原則

1. この機構は全国の研究者により自主的に運営されるものである。したがって本機構に関係して国公立大学，研究機関の間に差別をつけてはならない。
2. この機構は大学の果し得ない機能を果すもので，これを補うものであるが，大学と同じに研究の自由が保障されその総長，評議会はそれぞれ大学の学長，評議会と同じ機能と権限を持つものでなければならない。

またこの機関に属する研究者は大学の研究者と同等あるいはそれ以上の待遇と身分の保証がなされなければならない。

## § 3 組 織

総合研究機構は全国の研究者から選ばれた者と共同研究所の代表で構成される。合同評議会によつて運営され第1図に示すような組織を持つものと考えられる。



第1図 総合研究機構組織図

- a 総長：この機構を代表するもので合同評議会によつて選ばれる。常勤とする。
- b 1) 各分野の総合研究機構があつまり，合同評議会を組織して，全体の運営にあたる。共同研究体制をもつてない分野も必要に応じ合同評議会に参加する。
- 2) 物理学総合研究機構では評議会は次のように考えられている。  
 学術会議の推薦によるもの，共同研究所およびXの代表から構成される。一応30名程度で構成されるものとする。共同研究長を決め，管理運営研究計画の基本方針，予算，人事の基準を決定する。  
 数人の評議員からなる幹事会をおき常勤的で実施の面を担当する。

c 実施委員会

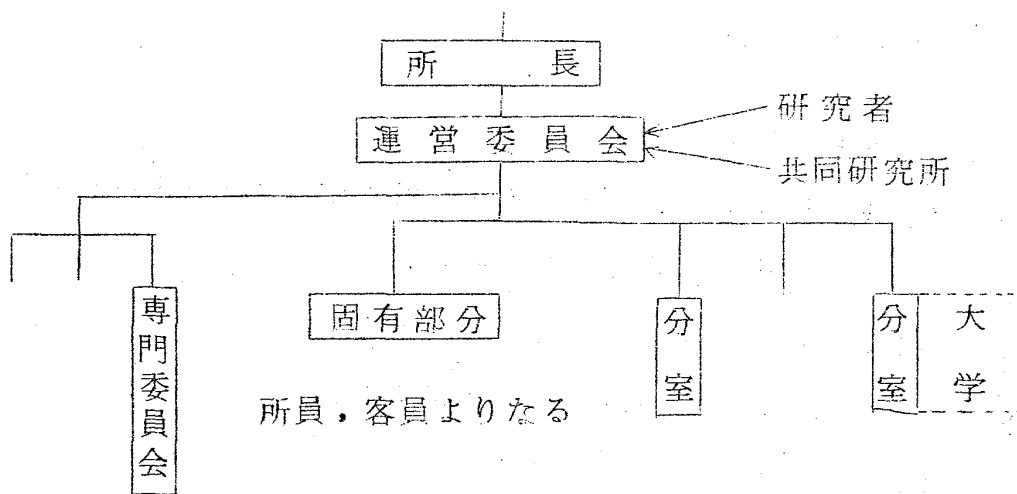
評議会の下に実施委員会をおき，研究費配分，Fellowship 流動研究員の選考を行う。

d 共同研究所

共同研究所は固有部分と分室とから成つてゐるが，とくに固有部分がなく分室のあつまりだけのものは「姿なき研究所」とよばれる。又物理学の研究のうちいづれかの共同研究所に属さないもの，又は共同研究所の傘下におくのが適当でないものはすべて課題研究室とする。課題研究室をまとめる機関を「X」（仮称）とする。

共同研究所運営委員会をおく，これは各研究所ごとにおき，全国の研究者から選ばれたものと，研究所の所員で構成され，研究所に関しては決定機関になる。（第2図参照）

既存の共同利用研究所は，その分野の総合研究機構が発足のさいに，それに包まれるものと考える。



第2図 共同研究所組織図

e X：共同研究所を持たない分野の分室の設置，予算，人事などを取扱う。これを一つの研究所にするか，委員会にするかということに関しては検討を要する。

附 録

A 総合研究機構と大学院

総合研究機構は研究者の養成を行うが、かならずしも大学院学生をおくと考えているわけではない。これについては二つの考え方がある。

- a この機構は大学が本来果し得ない機能を果すもので、学位の授与という大学の伝統的な仕事は機構から一応分離することが望ましい。

研究者の養成は流動研究員 Fellowship の制度によつて行うべきである。

- b 大学に準ずるものにしようとするれば、大学院学生がいることが必要であり、また学位の授与権というものは、大学の重要な権利でこの機構も当然持つべきである。

以上の問題は現在の大学制度、大学院制度のもとでつくるかどうかという問題に関連している。

B 課題研究室と分室

分室、課題研究室は、大学など各研究機関に一定の期間（5～10年）設置するものである。一つの案として、

- a 分室の責任者はその研究機関に属する。  
b その他の定員は総合研究機構に属する。  
c 建物はその研究機関に属する。  
d 装置は総合研究機構に属し、予算はすべて総合研究機構を通じて配布される。  
e 期限終了後原則として装置その他は撤去する。  
f 分室は共同研究所の分室で課題研究室はいづれの共同研究所にも属さない分野のもので X に属するものである。